

吹田市都市計画部設計等業務成績評定要領の運用基準

吹田市都市計画部設計等業務成績評定要領（令和 4 年 3 月 28 日制定。以下「要領」という。）の運用基準は、次のとおりとする。

1 要領第 5 条関係

要領第 5 条の評定の方法は、大阪府が定める「大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領」に基づき、業務ごとに以下の大阪府の成績評定書を準用して行うものとする。

設計等業務

建築・建築設備設計業務成績評定書

土木設計業務成績評定書

測量・地質・調査・計画等業務成績評定書（※準用は計画業務に限る）

工事監理の業務

工事監理業務成績評定書

附 則（令和 4 年 3 月 28 日決裁）

1 この運用基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。